|  |
| --- |
|  |
| 一般社団法人一関市体育協会育成費補助金交付要綱（目的）第１　この要綱は、一般社団法人一関市体育協会加盟の種目別競技協会、地区体育協会に対する育成費補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。（補助対象経費）第２　補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金の種類 | 交付対象経費 | 補助金額 |
| 専門部育成費 | 種目別競技協会の活動費 | １団体当たり４万円 |
| 地区体育協会育成費 | 地区体育協会の活動費 | １団体当たり４万円 |

（交付の申請）第３　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、定められた期日までに一般社団法人一関市体育協会育成費補助金交付申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。（交付の決定）第４　会長は、第４の申請に係る事業内容が適当と認めたときは、一般社団法人一関市体育協会育成費補助金交付決定通知書（様式第２号）により交付決定を行うものとする。（決定の取消）第５　会長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、交付の決定を取り消すことができる。（1）補助金を他の用途に使用したとき（2）虚偽の記載等、不正の手段により補助金の交付を受けたとき（補助金の請求）第６　申請者は、定められた期日までに一般社団法人一関市体育協会育成費補助金交付請求書（様式第３号）を会長に提出するものとする。（補助金の返還）第７　第５の規定により交付決定を取り消されたため返還すべき補助金が生じたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。附　則１.この要綱は、一般社団法人一関市体育協会の設立の登記の日から施行する。２．社団法人一関市体育協会育成費交付要綱は（平成19年４月１日施行）は廃止する。附　則１.この要綱は、平成30年10月１日から施行する。 |